第二十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項の改正規定を次のように改める。

第二条第三項第四号中「並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の三第五項」を削り、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号及び第八号を削り、同項第九号を同項第六号とし、同項第十号を同項第七号とし、同項第十一号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　通算子法人　法人税法第二条第十二号の七に規定する通算子法人をいう。

第二条第三項第十二号を同項第十号とし、同項第十三号及び第十四号を削り、同項第十五号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十六号中「をいう」を「（同法第七十二条第一項第一号又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間（第九号に規定する通算子法人にあっては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）に係る決算において費用又は損失として経理すること）をいう」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十七号を同項第十三号とし、同項第十八号から第三十二号までを四号ずつ繰り上げ、同項第三十三号から第三十五号までを削る。

第二十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条第二項の改正規定の次に次のように加える。

第十五条第一項中「第五十八条第一項本文」を「第五十八条第一項」に、「のうち」を「に係る同条の規定の適用については」に改め、「に達するまでの金額」を削り、「災害損失欠損金額」を「災害損失金額」に、「みなして、同条の規定を適用する」を「みなす」に改め、同条第二項中「前項の規定の適用がある場合における法人税法第五十八条第一項に規定する災害損失欠損金額の計算その他」を削る。

第二十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項の改正規定中「、第四十二条の十二の三第五項」を削り、「これら」を「これ」を「これらに」を「これに」に改め、同条第四項第三号の改正規定中「同条第四項第三号」を「同条第四項」に、「この号」を「この項」に改め、同条第九項の改正規定中「第四項第三号」を「第四項」に改め、「削り」の下に「、「第三項」を「、同項」に改め」を加え、同条第十項の改正規定中「第四項第三号」を「第四項」に改める。

第二十三条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第七項の改正規定中「同条第七項」を「同条第六項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第七項」に、「第四項第三号」を「第四項」に改める。

第二十三条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の三第七項の改正規定中「第四項第三号」を「第四項」に改める。

第二十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の二第二項第三号の改正規定中「同条第二項第三号」を「同条第三項第三号」に改め、同条第五項の改正規定中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第二十三条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の次に一条を加える改正規定中第十七条の四の二第一項を次のように改める。

法人税法第二条第三号に規定する内国法人の次に掲げる規定の適用を受けた一の事業年度（当該内国法人に係る同条第十二号の六の七に規定する通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）後の各事業年度における租税特別措置法第四十二条の十四第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「上欄に掲げる規定（」とあるのは「上欄に掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項及び次項において「震災特例法」という。）第十七条の二第二項の規定又は同条第三項の規定、震災特例法第十七条の二の二第二項の規定又は同条第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定、震災特例法第十七条の二の三第一項の規定及び震災特例法第十七条の三の三第一項の規定（以下この項において「震災税額控除規定」という。）を含む。」と、「中欄に掲げる割合」とあるのは「中欄に掲げる割合（震災税額控除規定にあつては、百分の二十」と、「下欄に掲げる金額」とあるのは「下欄に掲げる金額（震災税額控除規定にあつては、それぞれ震災特例法第十七条の二第二項に規定する百分の二十に相当する金額、震災特例法第十七条の二の二第二項に規定する百分の二十に相当する金額、震災特例法第十七条の二の三第二項に規定する百分の二十に相当する金額、震災特例法第十七条の三第一項に規定する百分の二十に相当する金額又は震災特例法第十七条の三の三第一項後段に規定する百分の二十に相当する金額）」と、「第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう」とあるのは「震災税額控除規定及び震災特例法第十七条の二第二項に規定する税額計算特例規定を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」と、「前条第一項及び同項各号に掲げる規定」とあるのは「震災特例法第十七条の四第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項及び同項各号に掲げる規定（震災税額控除規定を含む。）」と、「は、同法」とあるのは「は、法人税法」と、同条第二項中「前項の内国法人の同項」とあるのは「前項又は震災特例法第十七条の四の二第一項の内国法人の前項」とする。

一　第十七条の二第二項の規定又は同条第三項の規定

二　第十七条の二の二第二項の規定又は同条第三項の規定

三　第十七条の二の三第二項の規定又は同条第三項の規定

四　第十七条の三第一項の規定

五　第十七条の三の二第一項の規定

六　第十七条の三の三第一項の規定

第二十三条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の次に一条を加える改正規定のうち第十七条の四の二第三項中「地方法人税法」の下に「（平成二十六年法律第十一号）」を加える。

第二十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の次に一条を加える改正規定の次に次のように加える。

第十七条の五第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第八項第十号」を「第四十二条の四第十九項第十号」に改める。

第十八条第二項中「第四十二条の四第八項第十号」を「第四十二条の四第十九項第十号」に改める。

第二十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二第二項の改正規定を次のように改める。

第十八条の二第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改める。

第二十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の三第一項の改正規定中「期間」の下に「（通算子法人にあっては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）」を加え」を「（法人税法第七十二条第一項第一号又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。第十八条の八第一項及び第十九条第一項において同じ。）」を削り」に改め、同条第六項の改正規定中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」を「第五十五条の二第六項」に改める。

第二十三条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の五第一項の改正規定のうち同項中「第十七条の二の二第一項」を「第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項」に改める。